

## 令和3年度 第1回川口市廃棄物対策審議会 資料集

資料1：川口市廃棄物対策審議会委員名簿	1
資料2：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	2
資料3：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	3
資料4：川口市市民参加条例	4
資料5：令和2年度ごみ処理実績	5
資料6：川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例の 廃止について	15

## 川口市廃棄物対策審議会委員名簿

(任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで)

選出区分	氏 名	役 職 等
学識経験者 (1号委員)	おお かわ とし あき 大 川 敏 彰	(公社) 全国都市清掃会議総務部長
市議会議員 (2号委員)	いな がわ かず なり 稲 川 和 成	川口市議会議員
	せき 関 ゆきお 関 由紀夫	川口市議会議員
市 民 (3号委員)	の もと てい じ 野 本 悌 司	市民公募
	よし の のぶ ひろ 吉 野 修 弘	市民公募
	さき はら ふみ お 笹 原 文 雄	原町町会長
	まき の まち こ 牧 野 真知子	NPO法人川口市民環境会議会員
	わた なべ まさこ 渡 辺 マサ子	川口市食生活改善推進員協議会 研修部長
	い で る み 井 出 留 美	食品ロス削減検討チーム川口会長
	よし だ なおみ 吉 田 奈緒美	川口CEW女性会議理事
事 業 者 (4号委員)	はやし か いち 林 嘉 市	矢島鑄工(株)代表取締役会長
	やま もと ゆう すけ 山 本 有 祐	川口新郷工業団地協同組合理事
	いわ たに さぶ ろう 岩 谷 三 郎	川口市商店街連合会広報部長
	まち だ はる こ 町 田 治 子	川口商工会議所女性会会長
関係行政機関 (5号委員)	もり た けん じ 森 田 健 司	埼玉県環境部資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 主幹

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (抜粋)

平成7年3月16日

条例第14号

(審議会の設置)

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、法第5条の7の廃棄物減量等推進審議会として、川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第10条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 (抜粋)

平成7年6月30日

規則第33号

(審議会の会長及び副会長)

第5条 条例第8条の規定により設置する川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

第5節 附属機関等の会議

(附属機関等)

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議記録の作成及び公開)

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

## 1 令和2年度ごみ処理実績表

【表1】人口・世帯数比較表（対前年度比）

	令和2年度	令和元年度	増減	対前年度比
人 口 ( 人 )	607,750	608,390	-640	99.9%
世 帯 数 ( 世 帯 )	295,489	292,000	3,489	101.2%

※各年度3月31日現在

【表2】ごみ発生量比較表（対前年度比）

	令和2年度	令和元年度	増減(t)	対前年度比
排 出 量	183,142.39	183,899.20	-756.81	99.6%
排出量（集団資源回収を除く）	172,039.11	172,076.62	-37.51	100.0%
一 般 ご み	142,846.86	145,715.85	-2,868.99	98.0%
粗 大 ご み	7,430.11	6,904.25	525.86	107.6%
資 源 物	21,642.72	19,022.50	2,620.22	113.8%
①びん	3,582.53	3,342.23	240.30	107.2%
②飲料かん	1,518.04	1,375.79	142.25	110.3%
③金属類	1,667.09	1,445.59	221.50	115.3%
④ペットボトル	2,343.24	2,166.56	176.68	108.2%
⑤繊維類	2,427.23	2,008.80	418.43	120.8%
⑥紙類	6,436.18	5,328.69	1,107.49	120.8%
⑦プラスチック製容器包装	3,668.41	3,354.84	313.57	109.3%
乾 電 池	90.54	88.14	2.40	102.7%
有害ごみ（蛍光管）	12.01	12.56	-0.55	95.6%
集 団 資 源 回 収	11,103.29	11,822.58	-719.29	93.9%
災 害 廃 棄 物	16.87	333.32	-316.45	5.1%

【表3】家庭系・事業系別排出量比較表（対前年度比）

	令和2年度	令和元年度	増減(t)	対前年度比
家庭系	130,980.74	126,664.76	4,315.98	103.4%
一 般 ご み	101,910.08	100,726.16	1,183.92	101.2%
粗 大 ご み	7,349.85	6,833.58	516.27	107.6%
資 源 物	21,618.26	19,004.32	2,613.94	113.8%
乾 電 池	90.54	88.14	2.40	102.7%
有害ごみ（蛍光管等）	12.01	12.56	-0.55	95.6%
事業系	41,041.50	45,078.54	-4,037.04	91.0%
一 般 ご み	40,936.78	44,989.69	-4,052.91	91.0%
粗 大 ご み	80.26	70.67	9.59	113.6%
資 源 物	24.46	18.18	6.28	134.5%

【表4】中間処理量比較表（対前年度比）

	令和2年度	令和元年度	増減(t)	対前年度比
焼 却 処 理	152,297.67	153,782.18	-1,484.51	99.0%
破 碎 処 理	5,801.44	5,553.01	248.43	104.5%
資 源 化 処 理	21,646.89	19,026.61	2,620.28	113.8%

【表5】最終処分量比較表（対前年度比）

	令和2年度	令和元年度	増減(t)	対前年度比
焼却残渣	6,751.66	7,040.73	-289.07	95.9%
資源化物	31,741.35	29,336.98	2,404.37	108.2%
処理困難物	176.72	141.22	35.50	125.1%

※ 令和11年度を目標年度とする最終処分量（焼却残渣物）の目標は6,009 t

【表6】資源化物比較表（対前年度比）

	令和2年度	令和元年度	増減(t)	対前年度比
資源化物	31,741.35	29,336.98	2,404.37	108.2%
① 焼却残渣金属	791.29	796.67	-5.38	99.3%
② 未酸化鉄	748.74	737.03	11.71	101.6%
③ 未酸化アルミ	56.88	71.31	-14.43	79.8%
④ 溶融スラグ	8,054.50	7,303.65	750.85	110.3%
⑤ 焼却残渣物（セメント資源・路盤材資源）	1,212.52	1,836.78	-624.26	66.0%
⑥ 再生粗大ごみ	8.79	8.13	0.66	108.1%
⑦ 破碎前金属	344.66	294.89	49.77	116.9%
⑧ 破碎後金属	1,011.95	951.63	60.32	106.3%
⑨ 破碎前アルミ屑	39.74	36.94	2.80	107.6%
⑩ 破碎後アルミ屑	36.40	32.81	3.59	110.9%
⑪ びん	3,493.07	3,238.64	254.43	107.9%
⑫ 飲料かん	1,267.15	1,140.94	126.21	111.1%
⑬ 金属類	1,214.21	1,127.26	86.95	107.7%
⑭ 繊維類	1,807.44	1,520.28	287.16	118.9%
⑮ ペットボトル	1,981.99	1,859.24	122.75	106.6%
⑯ 紙類	6,212.87	5,159.02	1,053.85	120.4%
⑰ プラスチック製容器包装	3,279.79	3,050.96	228.83	107.5%
⑱ 特定家庭用機器	10.96	11.05	-0.09	99.2%
⑲ 小型家電	65.86	59.05	6.81	111.5%
⑳ 乾電池	90.54	88.14	2.40	102.7%
㉑ 二次電池	0.00	0.00	0.00	—
㉒ 蛍光管	12.01	12.56	-0.55	95.6%

【表7】1人・1世帯あたり排出量比較表（対前年度比）

	令和2年度(g)	令和元年度(g)	増減(g)	対前年度比
1人1日あたり	825.60	825.88	-0.28	100.0%
1世帯1日あたり	1,698.07	1,720.74	-22.67	98.7%

※ 1人（1世帯）1日あたり排出量＝排出量÷年度末人口（世帯）÷365日（令和元年度は366日）

※ 令和11年度を目標年度とする市民1人1日あたりのごみ排出量目標は760 g

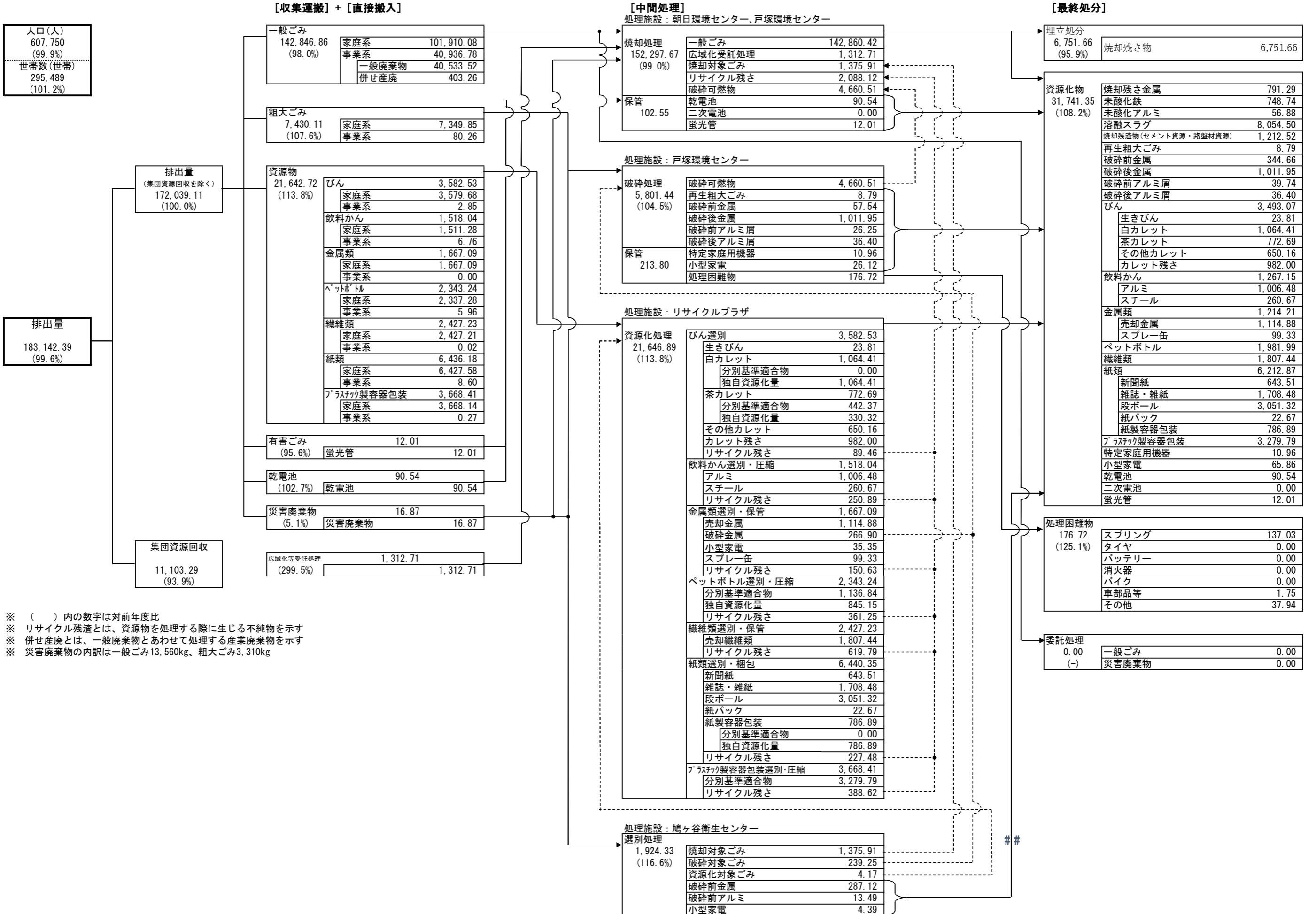
【表8】資源化率及びリサイクル率比較表（対前年度比）

	令和2年度(g)	令和元年度(g)	増減(%)	対前年度比
資源化率(%)	18.5%	17.0%	1.5	108.8%
リサイクル率(%)	23.4%	22.4%	1.0	104.5%

※ 資源化率(%)＝資源化物÷排出量（集団資源回収を除く）×100

※ リサイクル率(%)＝（資源化物＋集団資源回収）÷排出量×100

※ 令和11年度を目標年度とするリサイクル率の目標は30.0%



※ ( ) 内の数字は対前年度比  
 ※ リサイクル残渣とは、資源物を処理する際に生じる不純物を示す  
 ※ 併せ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を示す  
 ※ 災害廃棄物の内訳は一般ごみ13,560kg、粗大ごみ3,310kg



### 3 廃棄物の排出状況

#### (1) 排出量の推移

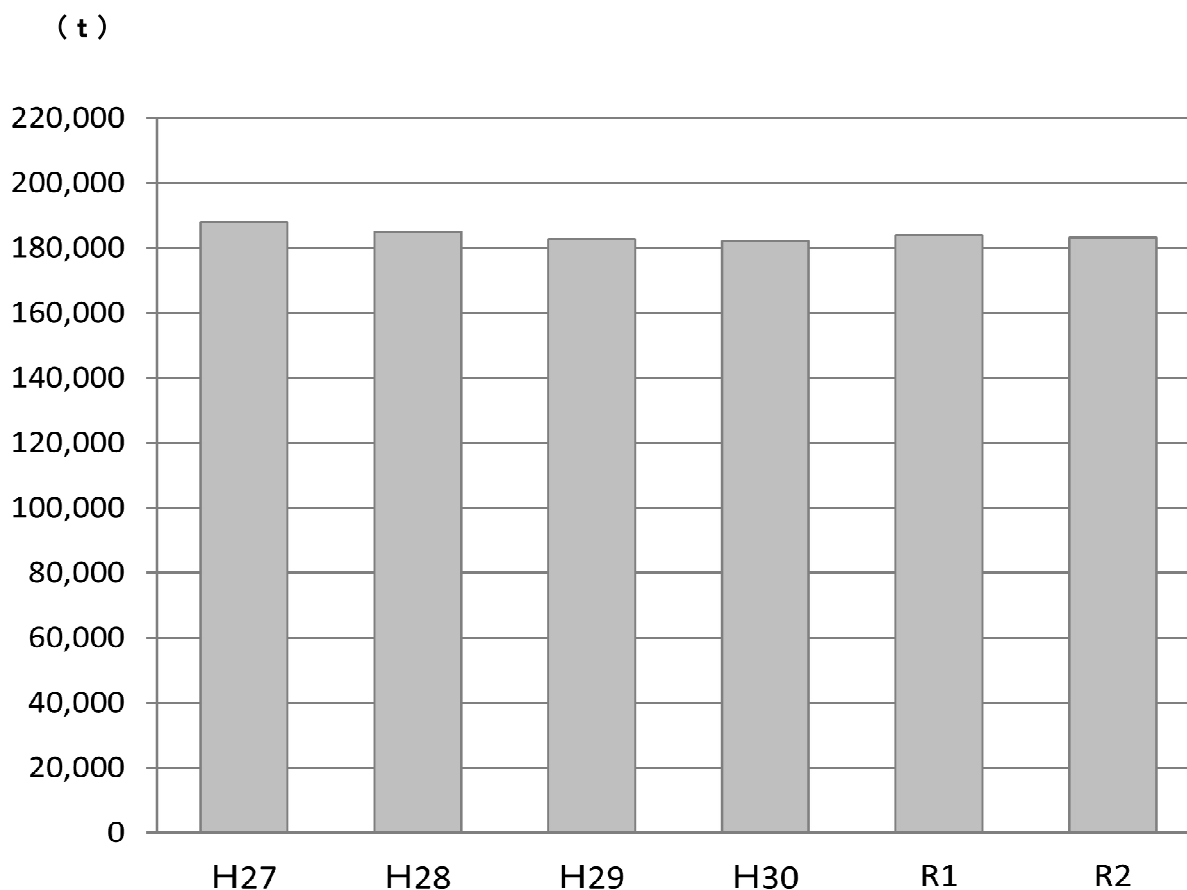
令和2年度は対前年度比0.4%（757t）減少した。

なお、「排出量」とは、本市における一般廃棄物の総量のことであり、集団資源回収量及び併せて処理する産業廃棄物の量を含む。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量（t）	188,023	185,062	182,598	182,207	183,899	183,142
対前年度比	—	98.4%	98.7%	99.8%	100.9%	99.6%

※災害廃棄物量を含む。

図1 排出量の推移



## (2) 排出量（集団資源回収を除く）の推移

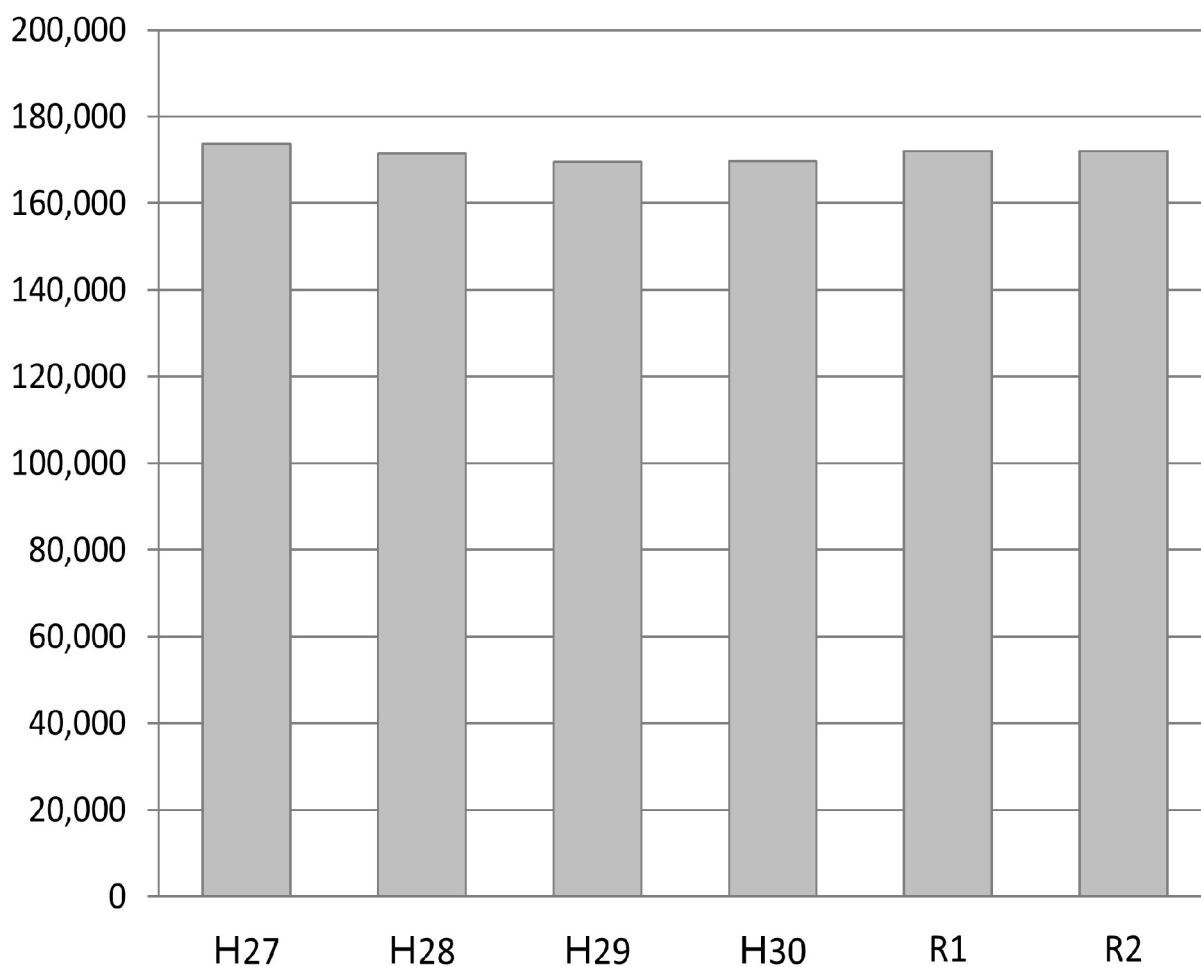
「排出量」から、集団資源回収を除いた「排出量（集団資源回収を除く）」について、令和2年度は対前年度比0.001%（38t）減少した。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量（t） （集団資源回収を除く）	173,693	171,432	169,597	169,803	172,077	172,039
対前年度比	—	98.7%	98.9%	100.1%	101.3%	100.0%

※災害廃棄物量を含む。

図2 排出量（集団資源回収を除く）の推移

(t)



### (3) 家庭系・事業系別排出量（集団資源回収を除く）の推移

「排出量（集団資源回収を除く）」の内、家庭系については、令和2年度は対前年度比3.4%（4,316 t）増加した。

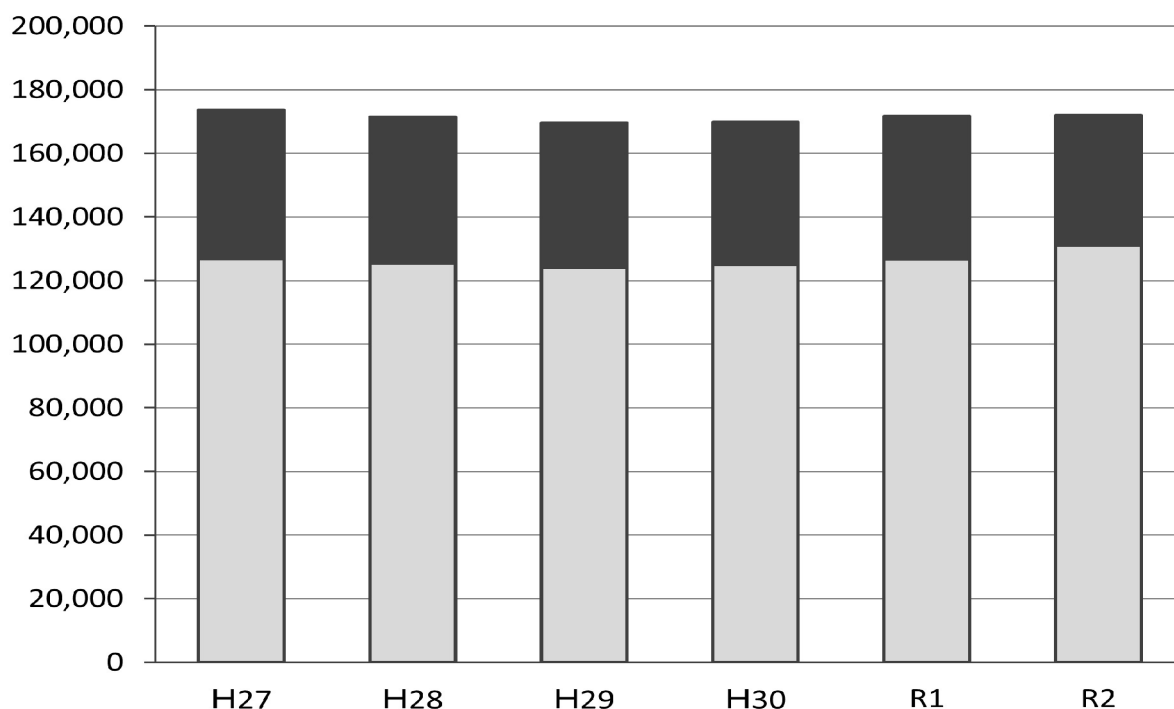
また、事業系については、令和2年度は、対前年度比9.0%（4,037 t）減少した。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量（t） （集団資源回収を除く）	173,693	171,432	169,584	169,800	171,744	172,022
家庭系排出量 （t） （集団資源回収を除く）	126,816	125,376	124,069	125,017	126,665	130,981
対前年度比	—	98.9%	99.0%	100.8%	101.3%	103.4%
事業系排出量 （t）	46,877	46,056	45,515	44,783	45,079	41,042
対前年度比	—	98.2%	98.8%	98.4%	100.7%	91.0%

※災害廃棄物量を含まない。

図3 家庭系・事業系別排出量（集団資源回収を除く）の推移

(t)



#### (4) 分別収集の推移

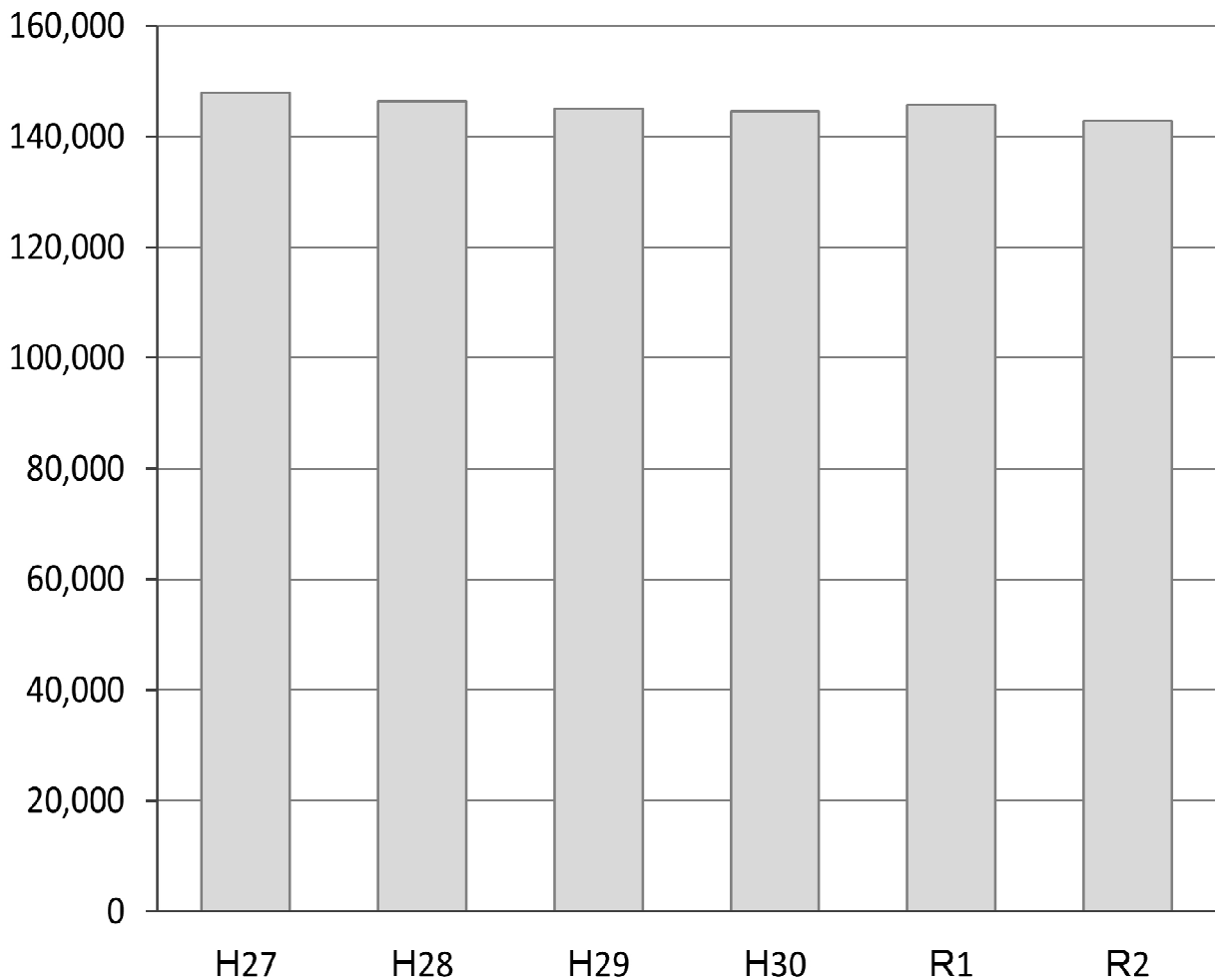
##### ア 一般ごみ

令和2年度は、対前年度比2.0%（2,869 t）減少となった。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般ごみ (t)	147,970	146,451	145,082	144,593	145,716	142,847
対前年度比	—	99.0%	99.1%	99.7%	100.8%	98.0%

図4 一般ごみの推移

(t)



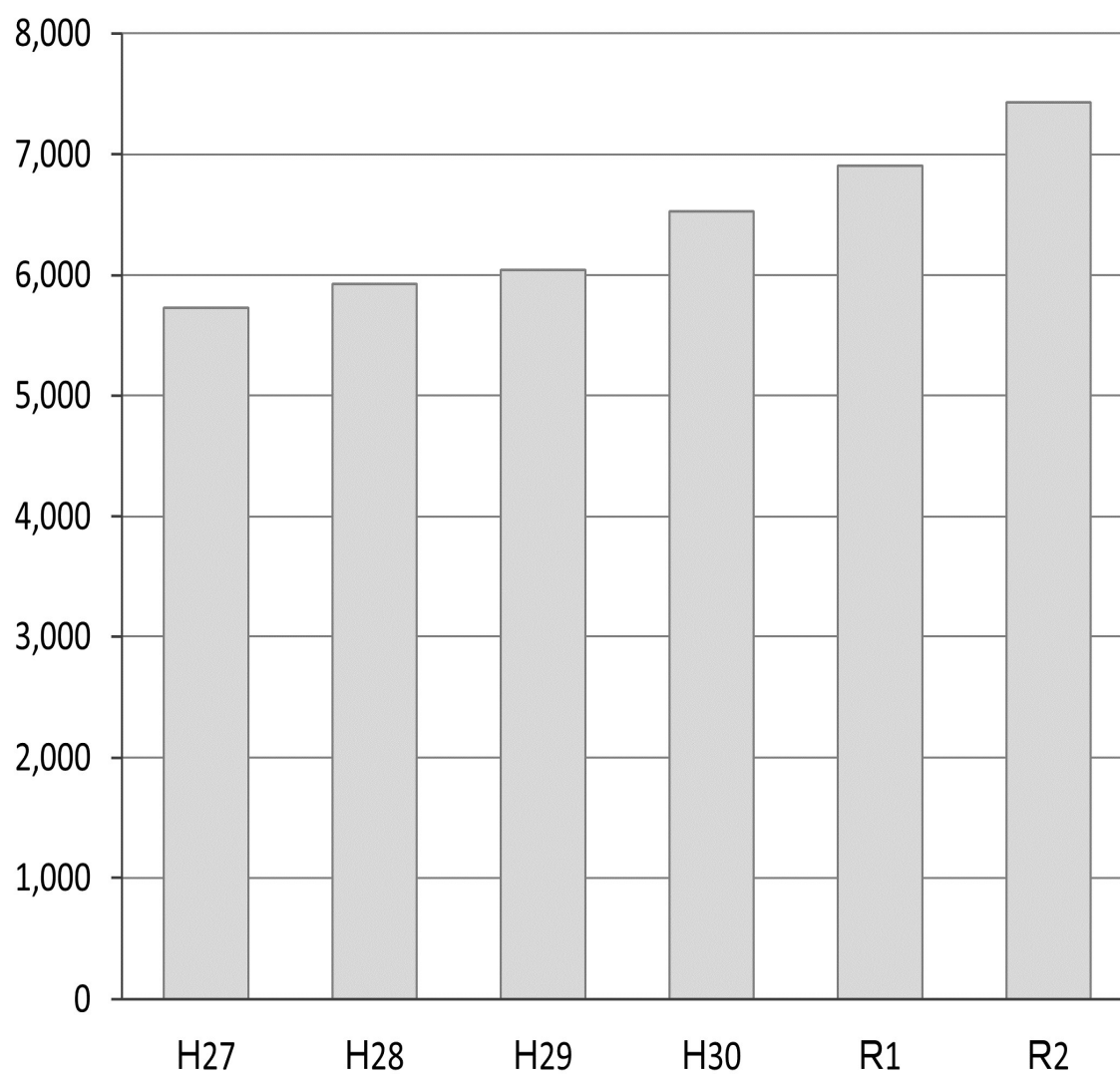
## イ 粗大ごみ

令和2年度は対前年度比7.6%（526 t）増加となった。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
粗大ごみ (t)	5,723	5,923	6,044	6,529	6,904	7,430
対前年度比	—	103.5%	102.0%	108.0%	105.7%	107.6%

図5 粗大ごみの推移

(t)



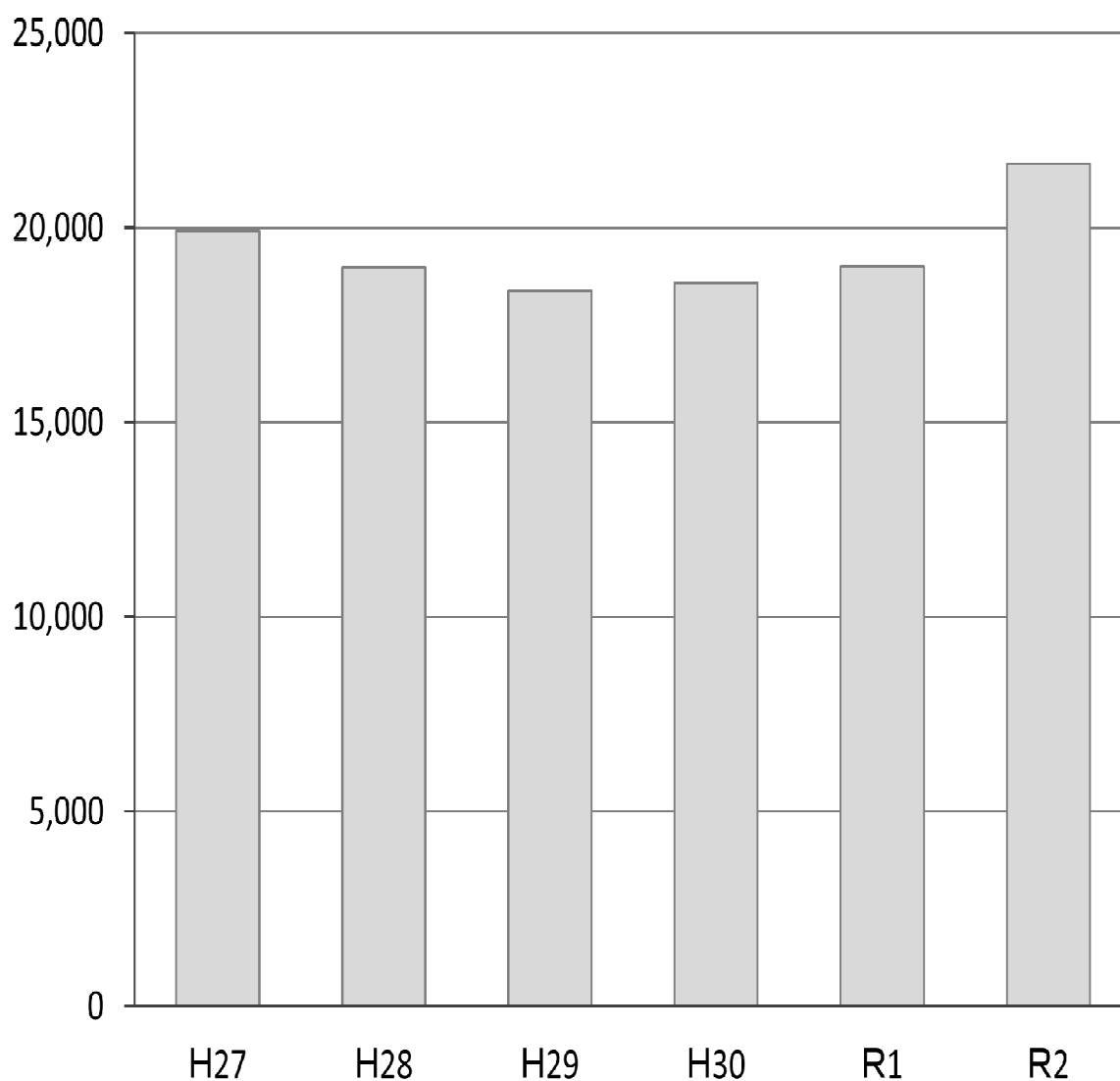
## ウ 資源物

令和2年度は対前年度比13.8%（2,620 t）増加となった。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資源物（t）	19,911	18,978	18,386	18,590	19,023	21,643
対前年度比	—	95.3%	96.9%	101.1%	102.3%	113.8%

図6 資源物の推移

(t)



## (5) 「第7次川口市一般廃棄物処理基本計画」における目標

### ア 1人1日あたりのごみ排出量の目標

令和11年度に、1人1日あたりのごみ排出量を760g/人・日以下にする。

基準値	平成30年度実績	826g/人・日
最終目標	令和11年度目標	760g/人・日（基準値から66g削減）

令和2年度	目標	814g/人・日（基準値から12g削減）
	実績	826g/人・日（基準値から±0g）

### イ リサイクル率の目標

令和11年度に、リサイクル率を30%以上にする。

基準値	平成30年度実績	22.5%
最終目標	令和11年度目標	30.0%（基準値から7.5ポイント増加）

令和2年度	目標	24.2%（基準値から1.7ポイント向上）
	実績	23.4%（基準値から0.9ポイント向上）

### ウ 最終処分量の目標

令和11年度に、最終処分量を6,009t以下にする。

基準値	平成30年度実績	6,575t
最終目標	令和11年度目標	6,009t（基準値から9.4%削減）

令和2年度	目標	6,451t（基準値から1.9%削減）
	実績	6,752t（基準値から2.7%増加）

### エ 家庭から排出される食品ロス量

令和11年度に、1人1日あたりの食品ロス量を48g/人・日以下にする。

基準値	令和元年度実績	78g/人・日
最終目標	令和11年度目標	48g/人・日（基準値から30g削減）

※令和2年度実績については、算定方法等を検討中で未計測。

## 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例の廃止について

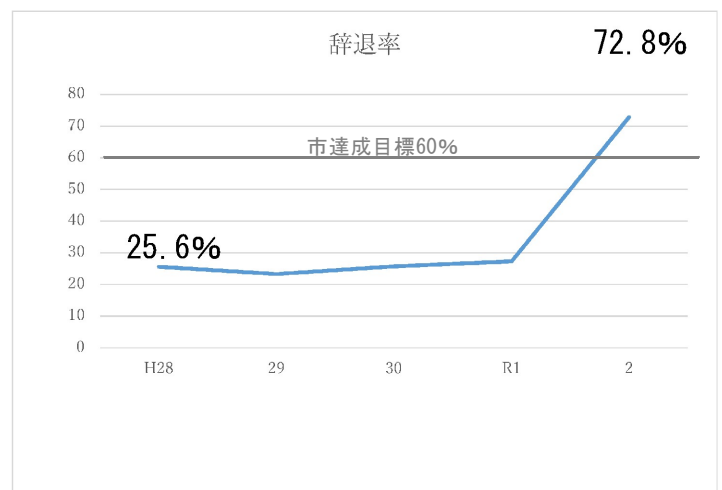
## 1. 廃止の理由

令和2年7月の容器包装リサイクル法省令※の改正によるレジ袋有料化に伴い、市内の令和2年度の辞退率の平均は72.8%となり、本市の条例施行規則で定める達成目標の60%を大きく上回った。また、国全体の辞退率も7割を超えている(環境省 令和2年11月調査)。

これらの状況を踏まえ、レジ袋の辞退は広く国民に認知・浸透したと捉え、またレジ袋の削減について、国の省令が本市の条例より強い措置を講じていることから、本市内で施行している条例は、その役目を果たしたものとして廃止するもの。(令和3年12月公布・施行予定)

## 辞退率の推移

H28	29	30	R1	2
25.6%	23.3%	25.7%	27.3%	72.8%



## 2. 今後の予定

令和3年 7月30日 第1回廃棄物対策審議会  
 10月 市長決裁  
 12月 議会  
 12月末 公布・施行予定

## 3. 他自治体の状況

川口市に先行して条例を制定した杉並区でも、令和3年度中での条例の廃止を予定している。理由は国の省令施行に加えて、アンケートでマイバッグ使用率が7割を超えていたためとしている。

また、杉並区を参考に条例を制定している佐渡市も、廃止を含め検討していることを確認している。加えてレジ袋の削減を目的とした要綱を持つ小山市や合志市も廃止を検討している。

※小売業に属する事業者を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(事業者は商品の販売に際してプラスチック製の買物袋を有償で消費者に提供する旨記載がある。)